

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）……………	1
企業庁管理規程	
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程……………	3
病院局管理規程	
○ 病院事業職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程……………	23

告 示

兵庫県告示第373号の3

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第3 事業所の款 県民局及び県民センターの項中

「

西播磨県民局 龍野土木事務所 宍粟事業所	宍粟市	
西播磨県民局 龍野土木事務所 引原ダム管理所	宍粟市	

」

を

「

西播磨県民局 光都土木事務所 引原ダム管理所	宍粟市	
西播磨県民局 龍野土木事務所 宍粟事業所	宍粟市	

」

に改める。

第2条 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正する。

本則の表1中

「健康生活科学研究所」

を

「消費生活総合センター
健康科学研究所」

に改める。

第3条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表神戸県民センター県民交流室参事の項、阪神南県民センター県民交流室参事の項及び阪神北県民局県民交流室参事の項中「県立健康生活科学研究所生活科学総合センター長」を「消費生活総合センター所長」に改め、同表阪神北県民局宝塚土木事務所参事の項中「北摂広域水道事務所長」を削り、同表中

「

東播磨県民局加古川健康福祉事務所参事
東播磨県民局明石健康福祉事務所参事

」

を

「

東播磨県民局加古川健康福祉事務所参事

」

に改め、同表阪神北県民局県民交流室課長の項の次に次のように加える。

阪神北県民局宝塚土木事務所所長 補佐	北摂広域水道事務所長
-----------------------	------------

第4条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款中

「

知事室	秘書課	参事（調整担当）
	統計課	参事（政策統計担当）
防災企画局	防災企画課	防災計画参事

」

を

「

管理局	管財課	参事（周辺整備担当）
ビジョン局	ビジョン課	参事（水エネルギー担当）
	統計課	参事（政策統計担当）

」

に改め、同部県土整備部の款まちづくり局の項に次のように加える。

公園緑地課	参事（特定プロジェクト担当）
-------	----------------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部阪神北県民局の款中

「

宝塚土木事務所	高速道路参事 まちづくり参事
---------	-------------------

」

を
「

伊丹健康福祉事務所	健康参事
宝塚土木事務所	まちづくり参事

に改め、同部東播磨県民局の款明石健康福祉事務所の項を削る。

第5条 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

本則の表東播磨県民局出納員の款明石健康福祉事務所分任出納員の項を削り、同表健康生活科学研究所出納員の款を削る。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

企 業 庁 管 理 規 程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

（企業庁組織規程の一部改正）

第1条 企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表猪名川広域水道事務所の項中「総務課」を「総務課 工務課」に改め、同表北摂広域水道事務所の項中「総務課 工務課 浄水課」を「浄水課」に改める。

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 神戸市（北区に限る。）、西脇市、三木市（平成17年10月23日における吉川町の区域（以下「旧吉川町の区域」という。）に限る。）、小野市、三田市、篠山市及び加東市（平成18年3月19日における滝野町の区域（以下「旧滝野町の区域」という。）を除く。）における水道用水供給事業（西脇市における使用水量の測定又は認定及び通知並びに年間使用水量の決定及び通知並びに給水料金の徴収を含む。）に関する事（土木工事の設計及び工事の監督に関する事務に限る。）。

第9条に次の1号を加える。

(4) 北摂広域水道事務所の職員の身分取扱い及び給与、令達予算の執行、収入の徴収、行政財産の管理その他の事務に関する事。

第10条第1号中「平成17年10月23日における吉川町の区域」を「旧吉川町の区域」に、「平成18年3月19日における滝野町の区域（以下「旧滝野町の区域」という。）」を「旧滝野町の区域」に改め、「に関する事」との右に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第2号を削り、第3号を第2号とする。

第11条第1号中「平成17年10月23日における吉川町の区域」を「旧吉川町の区域」に改める。

第21条の表課長の項の次に次のように加える。

水道技術専門員	上司の命を受け、水道技術に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	----------------------------------

（企業庁処務規程の一部改正）

第2条 企業庁処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「係」を「班」に改め、同項第3号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削る。

（企業庁地方機関処務規程の一部改正）

第3条 企業庁地方機関処務規程（昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削る。

(企業庁会計規程の一部改正)

第4条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方機関()」の右に「北摂広域水道事務所及び」を加え、同条第5号中「地方機関の長()」の右に「北摂広域水道事務所長及び」を加える。

第131条中「亡失等始末書」を「亡失等報告書」に改める。

第143条に次の1項を加える。

2 企業法施行規則第40条第2項の規定により、地域創生整備事業会計における報告セグメントの区分は次のとおりとする。

- (1) 小野・市場産業拠点整備事業
- (2) 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
- (3) 神戸・三宮東再整備事業
- (4) 調整額

別表第1地方機関の款中北摂広域水道事務所の項を削る。

別表第7の2を次のように改める。

別表第7の2(第10条関係)

兵庫県地域創生整備事業勘定科目表

収益勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明	
小野・市場産業拠点整備事業収益	営業収益	事業収益	土地売却収益	小野・市場産業拠点整備事業における造成土地の売却による収益	
			事業資産貸付収益	小野・市場産業拠点整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益	
			定期借地権収益		
			受託工事収益		
			その他営業収益	通常発生する上記以外の収益	
	営業外収益		受託調査収益		金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取配当金		
			受取利息		
			有価証券利息	有価証券による資金運用益を含む。	
			預金利息		
	貸付金利息				
	雑受取利息				
	長期前受金戻入	企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金			
	雑収益				

神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠点整備事業収益	特別利益		不用品売却収益 割賦売却利息 立替施行利息 消費税及び地方消費税 その他雑収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息 立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息 上記以外の収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益
	営業収益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		上記以外の特別利益 この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
		事業収益	土地売却収益 事業資産貸付収益 定期借地権収益 受託工事収益	主たる営業活動から生ずる収益 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における造成土地の売却による収益 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における固定資産に計上されている資産の貸付収益
		その他営業収益		通常発生する上記以外の収益
	営業外収益	受託調査収益 受取配当金 受取利息		金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			有価証券利息 預金利息 貸付金利息 雑受取利息	有価証券による資金運用益を含む。
		長期前受金戻入		企業法施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金

	特別利益	雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	不用品売却収益 割賦売却利息 立替施行利息 消費税及び地方消費税 その他雑収益	造成土地の割賦売却等に伴い発生する利息 立替施行代金の割賦償還等に伴い発生する利息 上記以外の収益 当年度の経常的収益から除外すべき利益 上記以外の特別利益
--	------	---	---	--

費用勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
小野・市場産業拠点整備事業費用	営業費用	事業費用	土地売却原価	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
			事業資産維持管理費	主たる営業活動から生じた費用
			受託工事費	小野・市場産業拠点整備事業における土地造成原価
		一般管理費		小野・市場産業拠点整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費
				小野・市場産業拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料)) ((手当等)) ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費))

<p>神戸・鈴蘭台 西健康福祉拠 点整備事業費 用</p>	<p>営業外費用</p>	<p>その他営業 費用</p> <p>支払利息及 び企業債取 扱諸費</p>	<p>企業債利息 借入金利息 企業債手数料 及び取扱費 雑支払利息</p>	<p>((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((資産撤 去費)) ((広告料)) ((減価償却 費)) ((固定資産除却損)) ((固定 資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒 引当金繰入額)) ((雑費))</p> <p>通常発生する上記以外の費用</p> <p>金融及び財務活動に伴う費用その他 主たる営業活動に係る費用以外の費 用</p>
	<p>特別損失</p>	<p>雑支出</p> <p>固定資産売 却損</p> <p>固定資産撤 去費</p> <p>過年度損益 修正損</p> <p>減損損失</p> <p>その他特別 損失</p>	<p>たな卸資産売 却原価</p> <p>消費税及び地 方消費税</p> <p>その他雑支出</p> <p>時価評価損</p> <p>その他特別損 失</p>	<p>当年度の経常費用から除外すべき損 失</p> <p>事業年度の末日においてたな卸資産 の時価評価額が当該たな卸資産の帳 簿価額を下回る額</p> <p>上記以外の特別損失</p> <p>この表に定めるもののほか、別表第8 の当該説明による。</p>

	<p>営業費用</p>	<p>事業費用</p>	<p>土地売却原価</p> <p>事業資産維持管理費</p> <p>受託工事費</p>	<p>主たる営業活動から生じた費用</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地造成原価</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業において固定資産に計上されている資産の維持管理費</p> <p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業における土地売却収益等の調定、集金等の業務に要した費用、職員の出張、研修及び退職に要した費用、会議を主催するに要した費用、事業費用で処理するには軽微な費用並びに事業活動の全般に関連する費用((給料)) ((手当等)) ((賞与引当金繰入額)) ((退職給付費)) ((報酬)) ((賃金)) ((報償費)) ((法定福利費)) ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費)) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((資産撤去費)) ((広告料)) ((減価償却費)) ((固定資産除却損)) ((固定資産撤去費)) ((手数料)) ((貸倒引当金繰入額)) ((雑費))</p>
		<p>一般管理費</p>		
		<p>その他営業費用</p>		<p>通常発生する上記以外の費用</p>
	<p>営業外費用</p>	<p>支払利息及び企業債取扱諸費</p>	<p>企業債利息</p> <p>借入金利息</p> <p>企業債手数料及び取扱費</p> <p>雑支払利息</p>	<p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用</p>
		<p>雑支出</p>	<p>たな卸資産売却原価</p> <p>消費税及び地方消費税</p> <p>その他雑支出</p>	

	特別損失	固定資産売却損 固定資産撤去費 過年度損益修正損 減損損失 その他特別損失	時価評価損 その他特別損失	当年度の経常費用から除外すべき損失 事業年度の末日においてたな卸資産の時価評価額が当該たな卸資産の帳簿価額を下回る額 上記以外の特別損失
--	------	---	----------------------	--

資産勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明 ((())は細節)
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置	小野・市場産業拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 小野・市場産業拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。

		車両運搬具	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		工具器具及び 備品	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		リース資産	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		減価償却累計 額	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		建設仮勘定	神戸・三宮東再 整備事業	
		処分仮勘定	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定 資産)) ((貯蔵品))
	無形固定資産		神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((無形固定 資産)) ((貯蔵品))
		無形固定資産	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
	投資等			

<p>完成事業資産</p>	<p>小野・市場産業 拠点整備事業 完成事業資産</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業完成 事業資産</p>	<p>投資有価証券</p> <p>出資金</p> <p>長期貸付金</p> <p>長期未収金</p> <p>その他投資</p> <p>小野・市場産業 拠点整備事業 完成事業資産</p>	<p>小野・市場産業 拠点整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>小野・市場産業 拠点整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>神戸・三宮東再 整備事業</p> <p>小野・市場産業 拠点整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>小野・市場産業 拠点整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p> <p>小野・市場産業 拠点整備事業</p> <p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業</p>	<p>割賦売却代金に関する未収金のうち、 返済期限が貸借対照日から1年を超 えるもの</p> <p>地域創生整備事業における完成事業 資産を処理する科目</p>
---------------	--	--	--	--

<p>未成事業資産</p>	<p>小野・市場産業 拠点整備事業 整備費</p>	<p>神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業完成 事業資産</p>	<p>小野・市場産業 拠点整備事業 整備費</p>	<p>地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費</p>	<p>借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。</p>
			<p>用地費</p>		
			<p>補償費</p>		
			<p>補償工事費</p>		<p>借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。</p>
			<p>土地造成費</p>		
			<p>護岸設備費</p>		
			<p>道路設備費</p>		
			<p>橋梁設備費</p>		
			<p>その他設備費</p>		
			<p>調査設計費</p>		
			<p>施設建設費</p>		
			<p>直接経費</p>		<p>未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費</p>
			<p>関連事業費</p>		<p>地域創生整備事業に関連して発生する経費（請負工事費、原材料購入費を除く。）</p>
			<p>事業設備費</p>		<p>((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産))</p>
			<p>受託事業費</p>		
			<p>総係費</p>		<p>各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。</p>
					<p>((給料))特別職給、行政職給、その他給料</p>
					<p>((手当等))扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p>
					<p>((賞与引当金繰入額))</p>
					<p>((退職給付費))</p>
					<p>((報酬))</p>

				((賃金))常用賃金、臨時賃金 ((報償費)) ((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料 ((旅費)) ((被服費)) ((準備品費)) ((消耗品費)) ((燃料費)) ((光熱水費)) ((通信運搬費)) ((試験調査費)) ((使用料及び賃借料)) ((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費(「(目)小野・市場産業拠点整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。) ((修繕引当金繰入額)) ((補償費)) ((損害保険料)) ((委託料)) ((公課費)) ((交付金)) ((負担金及び分担金)) ((研修費)) ((会議費)) ((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの ((広告料)) ((手数料)) ((雑費)) ((企業債利息)) ((企業債手数料及び取扱諸費)) ((企業債発行差金)) ((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息))
			建設利息	
			処分仮勘定	年度末に「(目)小野・市場産業拠点整備事業整備費(節)事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中に処分(減耗を含

	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費</p>	<p>神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費</p>	<p>消費税及び地方消費税 経費振替額 用地費 補償費 補償工事費 土地造成費 護岸設備費 道路設備費 橋梁設備費 その他設備費 調査設計費 施設建設費 直接経費 関連事業費 事業設備費 受託事業費 総係費</p>	<p>む。) した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目 細々節は (節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。 消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目 地域創生整備事業の建設期間中必要とする経費 借地補償費及び用地借上料並びに事業損失を含む。 未成事業資産の維持整備及び撤去に要する経費 地域創生整備事業に関連して発生する経費 (請負工事費、原材料購入費を除く。) ((土地)) ((建物)) ((構築物)) ((機械及び装置)) ((車両運搬具)) ((工具器具及び備品)) ((リース資産)) ((無形固定資産)) 各細節等の説明は、修繕費及び撤去費のほか別表第8の当該説明による。 ((給料)) 特別職給、行政職給、その他給料 ((手当等)) 扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤</p>
--	-----------------------------	-----------------------------	---	---

			<p>手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び児童手当</p> <p>((賞与引当金繰入額))</p> <p>((退職給付費))</p> <p>((報酬))</p> <p>((賃金))常用賃金、臨時賃金</p> <p>((報償費))</p> <p>((法定福利費))職員共済組合交付金、職員公務災害補償負担金、保険料</p> <p>((旅費))</p> <p>((被服費))</p> <p>((準備品費))</p> <p>((消耗品費))</p> <p>((燃料費))</p> <p>((光熱水費))</p> <p>((通信運搬費))</p> <p>((試験調査費))</p> <p>((使用料及び賃借料))</p> <p>((修繕費))各種資産、準備品費、消耗品及びこれらに類するものの機能維持及び修繕に要する経費（「(目)神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費(節)直接経費」の対象になるものを除く。）</p> <p>((修繕引当金繰入額))</p> <p>((補償費))</p> <p>((損害保険料))</p> <p>((委託料))</p> <p>((公課費))</p> <p>((交付金))</p> <p>((負担金及び分担金))</p> <p>((研修費))</p> <p>((会議費))</p> <p>((撤去費))事業設備の撤去に要する経費で現金支出を伴うもの</p> <p>((広告料))</p> <p>((手数料))</p> <p>((雑費))</p> <p>建設利息 ((企業債利息))</p> <p>((企業債手数料及び取扱諸費))</p> <p>((企業債発行差金))</p>
--	--	--	---

流動資産	現金預金	現金 預金	処分仮勘定	((長期借入金利息)) ((一時借入金利息)) ((割賦取得利息)) 年度末に「(目) 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業整備費(節) 事業設備費」又は貯蔵品と相殺することを前提に整理している年度途中で処分(減耗を含む。)した事業設備の帳簿価格を処理する勘定科目 細々節は(節) 事業設備費のそれに貯蔵品を加えるものとする。
	未収金	営業未収金 営業外未収金 その他未収金 未収消費税及び地方消費税 還付金 貸倒引当金	消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の会計処理に伴い経費として生じた額を年度末に「(節) 経費振替額」に振替処理する勘定科目
	有価証券	有価証券 保管有価証券	経費振替額	
	貯蔵品	貯蔵品		
	短期貸付金		原材料 消耗品 その他貯蔵品	
	前払費用	他会計貸付金		
	前払金	前払費用		

	未収収益	前払消費税及び地方消費税 前払金		
	その他流動資産	未収収益		
		仮払消費税及び地方消費税		
		その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
資本金	資本金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金		この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金 他会計借入金償還積立金 建設改良積立金 当年度未処分利益剰余金(当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高(繰越欠損金年度末残高)	当年度末における繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額に当年度の純利益(純損失)の金額を加減した額 前年度未処分利益剰余金(前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分量(前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(繰越欠損金)の額

評価差額等	評価差額等	有価証券評価差額	当年度純利益 (当年度純損失)	当年度の損益取引の結果発生した純利益 (純損失)
-------	-------	----------	--------------------	--------------------------

負債勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
固定負債	企業債	建設改良企業債	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	この表に定めるもののほか、別表第8の当該説明による。
		その他企業債	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
	他会計借入金	建設改良借入金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業 神戸・三宮東再 整備事業	
		その他借入金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
	基金借入金	建設改良借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除

			小野・市場産業 拠点整備事業	く。)
		その他借入金	神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	建設改良費等以外の財源に充てるた めに他の基金から繰り入れた借入金 (1年以内に返済期限の到来するもの を除く。)
	リース債務	リース債務	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
	長期未払金	長期未払金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	割賦取得代金に関する未払金のうち、 支払期限が貸借対照日から1年を超 えるもの
	引当金	退職給付引当 金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		整備引当金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	将来見込まれる整備費を前倒しで処 理するもの

流動負債	その他固定負債	建設諸収入	企業法施行令第16条第4項の規定により整理中の整備費を減額する収入
			小野・市場産業拠点整備事業
			神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
			神戸・三宮東再整備事業
		工事負担金	小野・市場産業拠点整備事業
			神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業
	企業債	建設改良企業債	
		その他企業債	
	他会計借入金	建設改良借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
		その他借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の基金から繰り入れた借入金
	基金借入金	建設改良借入金	
		その他借入金	
	一時借入金	一時借入金	
リース債務	リース債務		
未払金	営業未払金	「(款) 小野・市場産業拠点整備事業費用、(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業費用」に関する未払金	
	未払消費税及び地方消費税		
	その他未払金	上記以外の未払金	
前受金			

繰延収益	引当金	前受金		
		賞与引当金		
		修繕引当金		
	その他流動負債	預り金		預り保証金 預り諸税 その他預り金
		預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他流動負債		上記以外の流動負債
	長期前受金		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額	
		国庫補助金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		工事負担金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		受贈財産	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	
		寄付金	小野・市場産業 拠点整備事業 神戸・鈴蘭台西 健康福祉拠点 整備事業	

		その他長期前受金		
			小野・市場産業拠点整備事業	
			神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業	

整理勘定

(款)	(項)	(目)	(節)	説明
整理勘定	照合勘定	整理勘定		本庁・事務所間取引及び片伝票となる取引について整理する勘定科目

別表第11本庁の項中「総務課副課長」の右に「及び総務課総務企画班主幹（総務担当）」を加える。

様式第42号を次のように改める。

様式第42号（第131条関係）

亡失等報告書

年 月 日

兵庫県公営企業管理者 様

所属所

職氏名 _____ 印

金 銭 亡失
 下記のとおり物品・有価証券を 損傷 しましたので報告します。
 占有動産

品目又は種類	
亡失金額（券面金額）又は数量	
取得年月日	取得価額
亡失又は損傷の日時	
亡失又は損傷時の保管状況及びその原因	
亡失又は損傷後の処理状況	

その他参考事項

兵 庫 県

注 1 亡失又は損傷時の保管状況及びその原因欄には、詳細に記載し、記載欄の不足するときは、別紙とする。

2 占有動産については、それぞれの種類ごとに作成する。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第5条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地方機関()」の右に「北摂広域水道事務所及び」を加える。

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

第6条 企業庁補償審査会規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第9条中「地方機関()」の右に「北摂広域水道事務所及び」を加える。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第7条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「地方機関()」の右に「北摂広域水道事務所及び」を加え、同条第5号中「地方機関の長()」の右に「北摂広域水道事務所長及び」を加える。

第5条中「ただし、」の右に「北摂広域水道事務所が使用し、又は公営企業の用に供する財産は猪名川広域水道事務所に所属させ、」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の場合の特例)

5 当分の間、第27条の2に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合。以下同じ。)に2を乗じて得た割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

別表第4地域創生整備事業の項中「小野市場」の右に「、神戸・三宮東、神戸・鈴蘭台西」を加える。

附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第5号

病院事業職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員被服等貸与規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「範囲等」を「職員等」に改め、同条第1項中「範囲」を「職種」に改め、同条第2項中「掲げる」の右に「職種の」を加え、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、別表に掲げる職種以外の職員に対し、従事する業務に関して被服を貸与する必要があると認めるときは、貸与することがある。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第10条関係）

被服等を貸与する職員の職種		貸与被服等の品名	貸与数	貸与期間
1	医師又は歯科医師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
2	看護師又は准看護師	男子 白衣 白ズボン 作業靴	3枚 3着 3足	1年 1年 1年
		女子 白衣 白ズボン 作業靴 靴下	3枚 3着 3足 3足	1年 1年 1年 6月
3	薬剤師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
4	診療放射線技師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
5	物理技師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
6	臨床検査技師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
7	理学療法士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
8	作業療法士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
9	言語聴覚士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
10	物療技師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
11	臨床工学技士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
12	心理判定員	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
13	視能訓練士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
14	歯科衛生士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
15	栄養士	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
16	医療福祉相談員	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年

17 精神保健福祉相談員	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
18 保育士（病棟で勤務する者に限る。）	白衣 白ズボン 作業靴 靴下	3枚 3着 3足 3足	1年 1年 1年 6月
19 保育士（病棟で勤務する者を除く。）	作業服上衣 作業服下衣	2着 2着	1年 1年
20 保健師	白衣 白ズボン	3枚 3着	1年 1年
21 電気職	夏用作業服 冬用作業服 作業帽	2着 2着 2個	1年 1年 2年
22 機関員又は工技員	夏用作業服 冬用作業服 作業帽	2着 2着 2個	1年 1年 2年
23 調理員又は給食員	料理服 料理帽 作業靴 前掛	3着 2個 2足 3枚	1年 1年 1年 1年
24 洗濯員	夏用作業服 冬用作業服 作業靴 前掛	2着 2着 2足 2枚	2年 2年 2年 2年
25 自動車運転員	夏用制服 冬用制服 夏用シャツ 制帽	2着 2着 2着 1個	2年 2年 1年 3年

附 則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。